

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例
第202号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

一般職の職員の地域手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の地域手当の支給率の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 6」を「100 分の 12」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の地域手当の支給率の改正を勘案し、町長、副町長及び教育長の地域手当の支給率について改正を行うこととした。

2 内 容

地域手当の支給率を 6 % から 12 % に引き上げることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第3条 給料月額は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 通勤手当の額は、一般職の職員の例による。</p>	<p>○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第3条 給料月額は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 通勤手当の額は、一般職の職員の例による。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。